

平成26年度 第4回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成26年5月20日（火）
午後2時00分～午後3時15分
- 2 場所 流山市役所第2庁舎3階305会議室
- 3 出席委員
小島会長、石塚委員、鈴木（れ）委員、鎌田委員、大野委員、中委員、
平原委員 中村委員 鈴木（五）委員、上平委員、米澤委員、小泉委員
- 4 欠席委員
鈴木（孝）委員、大津委員、森山委員、田村委員、
- 5 事務局
染谷健康福祉部長 河原健康福祉部次長兼社会福祉課長
増田健康福祉部次長兼健康増進課長 早川介護支援課長
今野高齢者生きがい推進課長 小西障害者支援課長
鶴巻社会福祉課健康福祉政策室長 富樫健康福祉政策室主査
石川健康福祉政策室主事
- 6 傍聴者
2名
- 7 議題
(1) (仮称) 流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について（答申案）
(2) 「流山市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）」に対するパブリック
コメントの実施結果について
(3) 「流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例」
の一部改正について
(4) 「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について
- 8 議事録（概要）
（小島議長）
会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は12名です。委員の半数
以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定により

まして、会議は成立していることをご報告します。本日は傍聴の申出がありません。

それでは、議事に入ります。本日の議題は、上記4つの議題となります。前回の第3回流山市福祉施策審議会では、(仮称)流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について、これまでに審議会が出た意見を踏まえて答申案を作成しましたので、鎌田職務代理者から説明がございいます。

(鎌田職務代理者)

資料「(仮称)流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について答申案について」に基づき修正点を説明。

(鈴木(五)委員)

自治会役員は1年2年で交代するが、民生委員は最低3年以上情報を把握しているので、自治会は要支援者にどのような支援をするかは、民生委員の助言を得て決めなければ、出来ないと思います。民生委員の役割についても、明記してもらいたい。

(上原委員)

民生委員さんが、自治会への助言をすることは可能でしょうか。

(大野委員)

全ての民生委員が可能です。

(上原委員)

2年くらい前に自治会長をやっているとき、民生委員からそのような話は聞かなかった。

(鈴木(五)委員)

要支援者に対する支援者を決めると自治会から要請があったとき、民生委員が助言する立場にあると思いまし、今回の条例制定後でなければ助言できないと思います。

(上平委員)

今までは、どのようにやっていたのですか。

(大野委員)

自治会と関連して見守りをしている場合もありますが、民生委員独自で要支援者と話し合いで、見守りをお願いしている場合もあります。この条例が出来れば、十分協力出来ます。

(上平委員)

条例ができれば、自治会への助言が可能となりますね。主な内容に賛同しますとかいてありますが、主な内容がわからなのですが。自ら申し出ることができるとありますが、どこに申し出たら良いのかわからない。

(小島議長)

諮問された条例の趣旨と主な内容に賛同しますとしましたが、その辺はいかがですか。

(中委員)

本条例の趣旨に賛同しますとした方が良いでしょう。

(小島議長)

本条例の趣旨に賛同しますと訂正ことで、皆様の御意見無いようですので、訂正いたします。もう1点自ら申し出るについてはどんな表現が良いと思いますか。

(上平委員)

何処へ申し出るのか自治会なのか、地区社協なのかがわからない。

(中委員)

答申の意味は申し出ができることをさまざまな機会を使って市が周知しますということを条例の中に盛り込んでくださいということで書いてあると思うので、これで良いと思います。

(上平委員)

そういう趣旨であれば、(1)で言っているので必要ないのではないかと。

(小島議長)

(1)は全ての市民が地域社会の一員としてともに助け合うという視点で書いてありまして、追加は前回出たご意見を踏まえて、高齢者や障害者や外国人については、指摘がありましたので項目を加えています。

(上平委員)

そうであれば、「何処へ」が無いと判りづらいと思います。

(平原委員)

名簿を管理している組織に申し出ることになるのではないか。

(鈴木(五)委員)

対象を広げないで、要支援者を絞ってもらいたい。受け取る自治会が大変になってしまいます。机上論で対象を広げないで欲しい。障害者と高齢者で良いのではないのでしょうか。妊産婦まで広げる必要はないと思います。

(鈴木(れ)委員)

支援の必要な、妊産婦や乳幼児を言うので、条例や要綱に書いていただければ良いと思います。

(鎌田委員)

名簿登載を自ら申し出るのは、市役所が名簿を作るのだから市役所申し出るものと考えています。地域支え合い条例ですから、支援してもらいたい妊産婦さん等を排除することは良くないと思います。

(上平委員)

この条例は必要だと思いますが、出来ない自治会を補完する組織があるのか、それを考えていかないと実効性がと思います。

(事務局：染谷健康福祉部長)

この条例の基本的部分は、地域防災計画に市は有事の際住民を守るため災害時要援護者避難支援計画を作ることになっています。その災害時要援護者避難支援計画は今から6年前にできたものです。この支援計画があまり進まないのは、その地域のどこに要支援者がいるのか、情報が集まっていないのが原因です。これを見直し今回地域支え合い条例を制定し、実効性のあるものとするため、地域支え合い条例を制定し自治会や地区社協や民生委員の方にリストをお渡しし、避難計画を実行性があるものとするため、条例を作ったものです。条例が9月議会で認められたら、それまでにこの支援計画を見直してより利用しやすいように、自治会等の皆さんの負担が少ないように見直していき、地域に入って地域の皆様に御協力をお願いしてまいります。

(上平委員)

そのために条例を作ることは理解できるが、鈴木委員がおっしゃった自治会の現状も事実であり、それを含めて実効性のあるものにしていかなければならないと思います。

(小島議長)

申し出る先については答申では、あえて限定しない、対象者は高齢者・障害者だけではなく妊産婦・乳幼児を含めて支援の必要な者と表現を直しますが、その点に御意見のある方

(平原委員)

基本的には市役所ということになりますか。

(小島議長)

条例を作るときは、そのような趣旨で作るものと考えています。

(小泉委員)

高齢者や、障害者だけでなく、妊産婦や乳幼児や外国人も含めていただいて窓口は広げていただきたい。

(事務局：染谷健康福祉部長)

情報を適正な管理をして、適正に自治会等に提供できるのは、市以外にありません、情報を受け入れる民生委員であったり地区社協の方であったり、自治会の班の方だったり、窓口はいくつあってもよいと思います。それを最終的に集約し適正に管理するのは、市以外にないと思います。

(小島議長)

窓口は広くし、情報を集約するのは市で行うことでよろしいですね。

高齢者や障害者を残してそれ以外は支援の必要な者とするということでもよろしいですか。

(事務局：染谷健康福祉部長)

弱い立場にある方高齢者や障害者は出てきますが、妊産婦や乳幼児や外国人は忘れられがちですが、支援が必要な妊産婦も是非支援してもらいたい。是非流山市の条例や支援計画には、妊産婦や乳幼児、外国人は入れていきたいと考

えています。

(小泉委員)

条例に書いてあった方が、申し出し易いと思います。

(小島議長)

市から妊産婦や乳幼児を条例等に入れたいとお話がありましたので、(7)については、このままの表現にしたいと思います。

本条例の趣旨及び内容に賛同しますは、本条例の趣旨に賛同しますに修正します。ほかに何かありますか。

(大野委員)

要援護者の見直しをして避難支援計画も作っておりますので、連携をとってやって行きたいと思っております。

(鈴木(五)委員)

主な内容についてですが、第1回の資料で、主な内容について議論しているので、本条例の趣旨及び内容に賛同しますで、よいのではないのでしょうか。

(上平委員)

第1回で行政側から示されたもので、議論を重ねて修正してきたのですから、これが内容ですとなると議論の意味が無くなると思います。

本条例の制定の趣旨にしては、どうでしょうか。会長におまかせします。

(小島議長)

私は趣旨と内容について説明もありましたし、参考として中野区の条例もありますので、本条例の趣旨及び内容に賛同しますとしたもので、このとおりでよいのではないかと思います。

(上平委員)

内容とすると、本条例と書いてあるのだから、条文の内容と思われてしまうのです。

(小泉委員)

本条例の趣旨に賛同しますと先ほどなつたと思いますが、条例の内容を読んで、(2)にその他必要と認められたものと書いてあるので、改めて乳幼児と書

く必要があるのですか。

(小島議長)

第1回に示された資料や前回の御意見を踏まえて、妊産婦・乳幼児と記載しています。

(鎌田委員)

前回の案から妊産婦・乳幼児・外国人を加えて欲しいとのご意見を踏まえて今回の案を作りました。

(小島会長)

諮問された趣旨及び主な内容賛同します、諮問されたと書いてありますので、趣旨及び内容で良いかと思いますが、条例案が届いていないので、趣旨に賛同しますとします。

御意見がなければ、以上の修正を加えて、答申としたいと思いますが、いかがでしょうか。

これを持ちまして、流山市地域支え合い条例の制定につきまして、答申させていただきます。

それでは次の議題の流山市歯と口腔の健康づくり推進条例案について、パブリックコメントにつきまして事務局からご説明をお願いします。

(事務局：増田健康福祉部次長)

パブリックコメントの結果について報告

(小島議長)

この件につきましては報告ですので、次の議題といたします。流山市高齢者福祉センター森の倶楽部設置及び管理に関する条例の一部改正について事務局から説明をお願いします。

(事務局：今野高齢者支援課長)

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部設置及び管理に関する条例の一部改正について説明。

(小島議長)

続きまして、流山市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部改正について事務局からの説明があります。

(事務局：河原健康福祉部次長)

流山市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部改正について

(小島議長)

他に何かありますか。

(事務局：鶴巻健康福祉政策室長)

第5回福祉施策審議会では、流山市地域支え合い条例案をご提示させていただくとともに、第1回福祉施策審議会で諮問いたしました高齢者支援計画策定について及び第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害者福祉計画の策定審議をお願いする予定です。審議会の日程ですが、6月17日火曜日の午後を予定しています。

(上平委員)

森の倶楽部のレストランについて候補者選定委員会に具申したということですが、その委員のメンバーを教えてください。

(事務局：今野高齢者支援課長)

健康福祉部部長が、委員長となりまして、健康福祉部の5課長が委員となります。市内の障害者団体に公募したのですが、応募があった自立サポートネットだけでした。レストランの運営に適正かどうかについて審議しました。

(上平委員)

思井の福祉会館についてですが、15館あってどうして指定管理者が11館なのですか。

(事務局：河原健康福祉部次長)

職員の定年等をもって順次指定管理にしているものです。

(小島議長)

本日の第4回福祉施策審議会は終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。